

## 岩美町地域猫活動等支援事業の流れ

### 事前相談（必須）

※活動内容が本事業の支援対象となるか、必ず事前に住民生活課へお問い合わせください。

### 前提条件

- ・対象地域：飼い主のいない猫による生活環境の支障が生じている、あるいは、そのまま放置すると生活環境の支障が生じるおそれがある地域
- ・支援対象者：活動地域の在住者又は在勤者を1名以上含む成人2名以上で構成されたグループ（代表者は活動地域在住者又は在勤者）
- ・自治会等への説明：自治会等へ活動内容を説明し、地域猫活動を行うことについて承知してもらう

### 申請の準備

- ・エサ場、トイレの設置場所の選定（土地の所有者又は管理者から承諾を得ること）
- ・飼い猫・飼い主のいない猫の頭数を調査し、管理する猫の頭数を把握

### 申請、通知

- ・地域猫活動支援申請書（第1号様式）の提出  
⇒管理対象猫一覧表（別記1）、構成員名簿（別記2）、活動地域地図（様式自由）、その他活動内容を示す書類を添付
- ・支援の可否を申請者へ通知

### 地域猫活動の実施

- ・エサ場、トイレの設置
- ・猫の捕獲（事前にチラシ等で周知）、指定場所へ搬入、不妊去勢手術の実施
- ・定時・定点でのエサやり、毎日フンの後始末、エサ場・トイレ周辺の清掃
- ・地域住民への広報（手術経過・全頭完了報告、活動報告等）

#### 新たに移流してきた猫が現れたら？

- ⇒管理している猫が、新たに移流してきた猫を受け入れたら、手術を行い管理
- ・地域猫活動支援申請事項変更届（第3号様式）の提出  
⇒管理対象猫一覧表（別記1）・変更時を添付

### 活動の報告

- ・地域猫活動報告書（第6号様式）の提出  
⇒管理対象猫一覧表（別記1）・報告時を添付
- ・提出時期：上期（4月1日から9月30日までの期間）10月20日までに提出  
下期（10月1日から翌年3月31日までの期間）4月20日までに提出

### お問い合わせ先

〒681-8501 岩美町大字浦富 675-1 岩美町役場 住民生活課 環境係  
TEL:0857-73-1415 FAX:0857-73-1583 E-mail:kankyou@iwami.gr.jp